

No. A2400018-001
2404013

檜原村

様

件 名	水質検査委託（定期水質検査）		
試 料 名	檜原村役場内		
採 水 場 所	檜原村上元郷地内		
受託年月日	2024年4月11日	試料の種別	浄水
採 水 日 時	2024年4月11日	8:50	
天 候	晴	遊離残留塩素	0.3 mg/L
気 温	13.3 ℃	水 温	16.0 ℃
採 取 者	長谷 有希子	所 属	株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

様式-2

No. A2400018-002
2404014

檜原村

株式会社 イオ

件 名	水質検査委託（定期水質検査）			
試 料 名	特産物直売所			
採 水 場 所	檜原村柏木野地内			
受託年月日	2024年4月11日	試料の種別	浄水	
採 水 日 時	2024年4月11日		11:00	
天 候	晴	遊離残留塩素	0.3	mg/L
気 温	17.2℃	水 温	13.0	℃
採 取 者	長谷 有希子	所 属	株式会社	イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

様式-2



臨第D0041346号
2024年5月30日

検査結果報告書

檜原村役場
産業環境課 様

一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
登録衛生検査所(衛医医登25号)
〒175-0083 東京都板橋区徳丸1-19-10
検査責任者: 木村 茂

ご依頼の検体の検査結果は以下のとおりです。

受付年月日	2024年5月28日
検体名・検体数	糞便・8件
検査項目	一般検査(赤痢菌・サルモネラ・チフス菌・パラチフス菌) 腸管出血性大腸菌(O157)

検査結果

No.	被検査者氏名	受付日	決定日	一般検査	腸管出血性大腸菌	その他の結果
1	藤原 啓一	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
2	小泉 民行	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
3	平野 義信	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
4	清水 金作	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
5	峯岸 葵	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
6	高畑 啓次	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
7	幡野 敦史	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —
8	渡邊 翔	5/28	5/29	陰性	陰性	— — —

水 質 検 査 結 果 書

No. A2400054-002
2406003

2024年6月10日

檜原村

様

件 名	水質検査委託（定期水質検査）		
試 料 名	特産物直売所		
採 水 場 所	檜原村柏木野地内		
受託年月日	2024年6月5日	試料の種別	浄水
採 水 日 時	2024年6月5日	9:30	
天 候	晴	遊離残留塩素	0.3 mg/L
気 温	21.1 ℃	水 温	19.2 ℃
採 取 者	佐藤 雄嘉	所 属	株式会社 イオ

株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL: 042-589-6270 Fax: 042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検 査 項 目	単 位	検査結果	基準値	定量下限値	検 査 方 法
1 一般細菌	個/mL	0	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2 大腸菌	—	陰性	検出されないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
5 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
6 塩素酸	mg/L	0.05 未満	0.6mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
7 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
8 クロロホルム	mg/L	0.020	0.06mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
9 ジクロロ酢酸	mg/L	0.006	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
10 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
11 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第18
12 総トリハロメタン	mg/L	0.020	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
13 トリクロロ酢酸	mg/L	0.019	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
14 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16 ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第19-2
17 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
18 塩化物イオン	mg/L	1.2	200mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
19 蒸発残留物	mg/L	47	500mg/L以下	1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第23
20 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.5	3mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第30
21 pH値	—	7.7	5.8以上8.6以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第31
22 味	—	異常なし	異常でないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第33
23 臭気	—	異常なし	異常でないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第34
24 色度	度	0.5 未満	5度以下	0.5	平成15年厚生労働省告示第261号別表第36
25 濁度	度	0.1 未満	2度以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第41
-以下余白-					
判 定	今回の検査対象項目については水道法の基準に適合です。				
検 査 期 間	2024年6月5日 ~ 2024年6月7日				
備 考					

水質検査結果書

No. A2400107-004-1
2409010-1

2024年9月10日

檜原村

様

株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

件名	水質検査委託（定期水質検査）		
試料名	北秋川浄水場 原水		
採水場所	檜原村藤倉地内		
受託年月日	2024年9月4日	試料の種類	原水
採水日時	2024年9月4日	9:40	
天候	晴	遊離残留塩素	— mg/L
気温	25.2 °C	水温	16.7 °C
採取者	長谷 有希子	所属	株式会社 イオ

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検査項目		単位	検査結果	(参考)基準値	定量下限値	検査方法
1	一般細菌	個/mL	110	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	MPN/100mL	陽性	—	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下	0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下	0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.56	10mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.06	0.8mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
17	ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
21	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下	0.01	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
22	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.05	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
23	鉄及びその化合物	mg/L	0.06	0.3mg/L以下	0.03	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
24	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下	0.01	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
25	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.0	200mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
26	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
27	塩化物イオン	mg/L	1.4	200mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
28	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	39.8	300mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
29	蒸発残留物	mg/L	76	500mg/L以下	1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第23
30	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第24
判定		原水検査につき判定しません。				
検査期間		2024年9月4日 ~ 2024年9月10日				
備考		大腸菌：20 MPN/100mL				

水 質 検 査 結 果 書

No. A2400107-001-1
2409007-1

2024年9月10日

檜原村

様

件 名	水質検査委託（定期水質検査）		
試 料 名	檜原村役場内		
採 水 場 所	檜原村上元郷地内		
受託年月日	2024年9月4日	試料の種類	浄水
採 水 日 時	2024年9月4日	9:05	
天 候	晴	遊離残留塩素	0.6 mg/L
気 温	24.8 ℃	水 温	25.2 ℃
採 取 者	長谷 有希子	所 属	株式会社 イオ

株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検 査 項 目	単 位	検査結果	基準値	定量下限値	検 査 方 法
1 一般細菌	個/mL	0	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2 大腸菌	—	陰性	検出されないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下	0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下	0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第7
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.56	10mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.06	0.8mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
17 ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
20 ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
21 塩素酸	mg/L	0.05 未満	0.6mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
23 クロロホルム	mg/L	0.005	0.06mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
26 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第18
27 総トリハロメタン	mg/L	0.005	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
30 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
判 定	今回の検査対象項目については水道法の基準に適合です。				
検 査 期 間	2024年9月4日 ~ 2024年9月10日				
備 考					

水質検査結果書

No. A2400107-005-1
2409011-1

2024年9月10日

檜原村

様

株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

件名	水質検査委託（定期水質検査）		
試料名	南秋川浄水場 原水		
採水場所	檜原村数馬地内		
受託年月日	2024年9月4日	試料の種類	原水
採水日時	2024年9月4日	11:20	
天候	晴	遊離残留塩素	— mg/L
気温	26.5 °C	水温	15.5 °C
採取者	長谷 有希子	所属	株式会社 イオ

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検査項目		単位	検査結果	(参考) 基準値	定量下限値	検査方法
1	一般細菌	個/mL	110	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	MPN/100mL	陽性	—	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下	0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下	0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.43	10mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
17	ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
21	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下	0.01	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
22	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.14	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
23	鉄及びその化合物	mg/L	0.13	0.3mg/L以下	0.03	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
24	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	1.0mg/L以下	0.01	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
25	ナトリウム及びその化合物	mg/L	2.6	200mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
26	マンガン及びその化合物	mg/L	0.008	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
27	塩化物イオン	mg/L	0.9	200mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
28	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	18.5	300mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
29	蒸発残留物	mg/L	38	500mg/L以下	1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第23
30	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第24
判定		原水検査につき判定しません。				
検査期間		2024年9月4日 ~ 2024年9月10日				
備考		大腸菌：42 MPN/100mL				

水質検査結果書

No. A2400107-002-1
2409008-1

2024年9月10日

檜原村

様

株式会社 イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

件 名	水質検査委託（定期水質検査）			
試 料 名	特産物直売所			
採 水 場 所	檜原村柏木野地内			
受託年月日	2024年9月4日	試料の種類別	浄水	
採 水 日 時	2024年9月4日	10:25		
天 候	晴	遊離残留塩素	0.5	mg/L
気 温	24.7℃	水 温	25.0	℃
採 取 者	長谷 有希子	所 属	株式会社	イオ

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検査項目		単位	検査結果	基準値	定量下限値	検査方法
1	一般細菌	個/mL	0	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2	大腸菌	—	陰性	検出されないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.003mg/L以下	0.0003	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.0005mg/L以下	0.00005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第7
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.48	10mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.8mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	1.0mg/L以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	0.0002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.05mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.04mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
17	ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
21	塩素酸	mg/L	0.05 未満	0.6mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
23	クロロホルム	mg/L	0.017	0.06mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.009	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第18
27	総トリハロメタン	mg/L	0.018	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.016	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.03mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15

判定

今回の検査対象項目については水道法の基準に適合です。

検査期間

2024年9月4日

～

2024年9月10日

備考

2024年9月10日

様



計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

件 名	水質検査委託（定期水質検査）		
試 料 名	特産物直売所		
採 水 場 所	檜原村柏木野地内		
受託年月日	2024年9月4日	試料の種別	浄水
採 水 日 時	2024年9月4日 10:25		
天 候	晴	遊離残留塩素	0.5 mg/L
気 温	24.7 ℃	水 温	25.0 ℃
採 取 者	長谷 有希子	所 属	株式会社 イオ

[illegible]

様式-2



臨第D0078060号

2024年10月8日

検査結果報告書

檜原村役場

産業環境課 様

一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
登録衛生検査所(衛医医登25号)
〒175-0083 東京都板橋区徳丸1-19-10

検査責任者: 木村 茂

ご依頼の検体の検査結果は以下のとおりです。

受付年月日	2024年10月4日
検体名・検体数	糞便・8件
検査項目	一般検査(赤痢菌・サルモネラ・チフス菌・パラチフス菌) 腸管出血性大腸菌(O157)

検査結果

No.	被検査者氏名	受付日	決定日	一般検査	腸管出血性大腸菌	その他の結果
1	藤原 啓一	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
2	小泉 民行	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
3	清水 金作	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
4	峯岸 葵	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
5	高畑 啓次	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
6	幡野 敦史	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
7	渡邊 翔	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —
8	小川 豪	10/4	10/7	陰性	陰性	— — —

No. A2400189-001

2024年12月10日

様

株式会社イオ

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

判 定

今回の検査対象項目については水道法の基準に適合です。

検査期間

2024年12月4日

2

2024年12月10日

備考

No. A2400189-002

2024年12月10日

様

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

様式-2

2025年3月15日

様

計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

備考

水 質 検 査 結 果 書

No. A2400244-002
2503036

2025年3月15日

檜原村

様

株式会社 イオ



計量証明事業所登録番号 東京都知事登録1366号
水道法第20条に基づく水質検査機関 登録番号253
東京都日野市旭が丘4-7-107 アクア21ビル
TEL:042-589-6270 Fax:042-589-6271
代表取締役社長 中田 章雅
水質検査部門管理者 井上 和之

件 名	水質検査委託（定期水質検査）		
試 料 名	特産物直売所		
採 水 場 所	檜原村柏木野地内		
受託年月日	2025年3月11日	試料の種類	浄水
採 水 日 時	2025年3月11日	12:25	
天 候	曇	遊離残留塩素	0.4 mg/L
気 温	10.8 ℃	水 温	8.0 ℃
採 取 者	佐藤 雄嘉	所 属	株式会社 イオ

水質検査の結果を下記のとおり報告いたします。

検 査 項 目	単 位	検査結果	基準値	定量下限値	検 査 方 法
1 一般細菌	個/mL	0	100個/mL以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第1
2 大腸菌	—	陰性	検出されないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2
3 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
4 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	0.004	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
5 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第12
6 塩素酸	mg/L	0.05 未満	0.6mg/L以下	0.05	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
7 クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
8 クロロホルム	mg/L	0.004	0.06mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
9 ジクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
10 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
11 臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第18
12 総トリハロメタン	mg/L	0.004	0.1mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
13 トリクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.03mg/L以下	0.002	平成15年厚生労働省告示第261号別表第17-2
14 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
15 ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	0.001	平成15年厚生労働省告示第261号別表第15
16 ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号別表第19-2
17 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.2mg/L以下	0.02	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
18 塩化物イオン	mg/L	1.2	200mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第13
19 蒸発残留物	mg/L	51	500mg/L以下	1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第23
20 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	0.3	3mg/L以下	0.2	平成15年厚生労働省告示第261号別表第30
21 pH値	—	7.8	5.8以上8.6以下	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第31
22 味	—	異常なし	異常でないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第33
23 臭気	—	異常なし	異常でないこと	—	平成15年厚生労働省告示第261号別表第34
24 色度	度	0.5 未満	5度以下	0.5	平成15年厚生労働省告示第261号別表第36
25 濁度	度	0.1 未満	2度以下	0.1	平成15年厚生労働省告示第261号別表第41
-以下余白-					
判 定	今回の検査対象項目については水道法の基準に適合です。				
検 査 期 間	2025年3月11日 ～ 2025年3月14日				
備 考					